

## 別紙 1

### 仕 様 書

#### 1 件名

彦島向井町鉛製給水管解消修繕業務 その2

#### 2 場所

彦島向井町一丁目地内ほか

#### 3 履行期間

契約締結日から令和9年2月26日まで

#### 4 概要

φ13～20mm 鉛製給水管解消 22ヶ所

詳細については別表1のとおり

#### 5 内容

(1) 本業務は有効率の向上及び漏水による二次災害の防止を図ることを目的とし、埋設されている鉛製給水管を給水用高密度ポリエチレン管（JIS 外径）及び耐衝撃性硬質塩化ビニル管へ引き替えを行うものである。

(2) 本業務は、原則として下関市上下水道局（以下「局」という。）の開庁日の8時30分から17時までの範囲内で行うこと。

(3) 本仕様書に明記されていない技術的事項については、次に掲げる要綱等に基づき本業務を行うものとする。

ア 水道工事標準仕様書（(公社)日本水道協会）

イ 水道管布設工事共通仕様書（下関市上下水道局）

ウ 下関市上下水道局給水装置設計施工要綱

エ 水道法その他関係法令等

(4) 配置技能者

受託者は、適切に修繕を施行するため、材料メーカーが実施する水道給水用高密度ポリエチレン管施工講習会の修了証を有する者で、自社で雇用している者を修繕の現場に配置すること。

(5) 修繕方法

ア 配水管分岐からメータ一次側までの鉛製給水管については、給水用高密度ポリエチレン管（JIS 外径）に引き替えること。メータ二次側の鉛製給水管に

については、耐衝撃性硬質塩化ビニル管に引き替えること。ただし、これにより  
難しい場合は局担当者に連絡し、その指示を受けること。

イ 同一掘削箇所に図面に示されていない鉛製給水管が布設されている場合は、  
直ちに局担当者に連絡し、立会を求めなければならない。この場合において、  
当該鉛製給水管に係る修繕その他の処置は、局担当者が別に指示するものと  
する。

ウ メータの設置位置については、局担当者と協議すること。

エ 側溝又は水路をやむを得ず上越し施工する場合は、事前に局担当者と協議  
すること。なお、鞘管は鋼管を使用することとし、流水断面を侵さない位置  
に設置すること。

オ 露出管に防寒材が設置されている場合は、現状復旧すること。

カ 露出管に防寒材が設置されていない場合は、修繕の施行前に局担当者の指  
示を受け、受託者が給水装置所有者と協議すること。

#### (6) 埋設深度

布設替えの標準埋設深度は、次のとおりとする。

	国道	県道	市道
車道部分	0.6m	0.6m	0.6m
歩道部分	0.6m	0.6m	0.6m

備考 これにより難しい場合は、局担当者の指示を受けること。

#### (7) 止水栓

ア 止水栓の設置又は取替えを行う場合は、止水栓操作に支障をきたさないよ  
うに修繕を施行すること。

イ 修繕の施行に伴い、止水栓きょうの据替えを行った場合は、止水栓きょう  
に行き先を明記した札を入れること。

#### (8) 土工

ア 置替工や埋戻し工を施行する場合は、掘削箇所及び影響範囲を巻き出し厚  
20cmで十分に転圧すること。

イ 転圧機械が使用できないような狭あいな場所を転圧する場合は、突き棒等  
を用いて人力にて十分に転圧すること。

#### (9) 路面復旧

ア 修繕完了後は、速やかに仮復旧を行うこと。この場合において、仮復旧から

本復旧までの期間は、陥没事故等が発生しないように現場を管理すること。

イ 本復旧をする場合は、道路管理者指定の影響部分まで復旧すること。この場合において、復旧範囲の判断が困難な場合は、局担当者の指示を受けること。

ウ 乳剤を散布する場合は、ムラや下地のすき間ができないよう全面に十分散布すること。

エ カッター切断時に発生する端部の目地は、所定の材料で詰めること。

オ アスファルト舗装が完了するまでは、養生材により鉄蓋表面に汚れが付着しないように保護すること。

## 6 提出書類

- (1) 計画工程表
- (2) 実施工程表
- (3) 修繕お知らせビラ
- (4) 道路使用許可証の写し
- (5) 修繕記録写真

撮影箇所は別表2のとおりとする。

### (6) 竣工図

A3横書き用紙に、位置図、平面図、施工明細表、オフセット図（分岐位置及びメータ位置を記載）及び断面図を記載すること。なお、平面図の作成において、背景図は細い実線、既設管は細い破線、新設管及び対象家屋は太い実線とする。

- (7) 上記（5）及び（6）の内容を記録した電子データ
- (8) 完了届
- (9) その他局担当者が指示したもの

## 7 注意事項

- (1) 計画工程表は、契約締結日から5日以内に提出すること。
- (2) 本業務場所と近接工事等がある場合は、業務の進捗に支障のないよう業者間で工程の打合わせを十分に行い、その内容について局担当者の確認を得ること。
- (3) 受託者は、業務に関して住民又は関係機関との協議を必要とするときは、あらかじめ局担当者に連絡し、その指示を受けなければならない。
- (4) 私有地に立ち入り業務を行うときは、土地所有者等の同意を得た上でこれを

- 行うものとし、苦情等に対しては誠実に対応すること。
- (5) 修繕を施行する際は近隣住民等の利害関係人に、受託者の名称、修繕内容、修繕時間、断水時間その他必要な事項を連絡し、問題が生じないように努めること。
  - (6) 業務に際しては、修繕場所及びその周辺の既設構造物並びに地下埋設物に、損傷を与えないよう注意すること。業務中、既設構造物等に損傷を与えたときは速やかに局担当者に連絡し、局担当者の指示により受託者の責任において原型復旧すること。
  - (7) 本業務場所に近接する建物等に被害が発生するおそれがある場合は、業務着手前に建物等の欠損、ひび割れ及び傾き等について、観測、計測及び写真撮影等の方法で調査し、局担当者に報告するものとする。なお、工事車両等の通行経路において建物等に損傷のおそれがある場合も同様とする。
  - (8) 業務中は、作業員や通行者の安全を確保し、事故防止に努めなければならない。
  - (9) 本業務に使用する材料は、局が水道用資材として承認したものとする。
  - (10) 使用車両を私有地内に駐車しないこと。ただし、やむを得ず私有地内に駐車しなければならない場合は、必ず土地所有者の承諾を得ること。また、使用車両を公道に駐車する場合には、道路交通法を遵守し、近隣住民の承諾を得ること。この場合において、玄関前や駐車場出入り口付近等の近隣住民の迷惑になる場所には駐車しないこと。
  - (11) 修繕中は交通及び保安上の障害とならないよう資機材等を常に整理整頓し、騒音やじんあい等により周辺に迷惑が及ぶ事のないよう注意すること。特に私有地内や路地において、車両の駐停車や機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかななければならない。
  - (12) 修繕箇所の周辺環境に配慮するとともに、修繕箇所周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと。
  - (13) 修繕箇所及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めること。
  - (14) 受託者は、残土の運搬の際は荷台にシートをかぶせる等残土をまき散らさないように注意しなければならない。また、搬出に当たっては、路面の汚損を防止するとともに、運搬路線は適時点検し、路面の清掃及び補修を行うものとする。

また、必要に応じて散水し、土砂等粉じんを飛散させないように適切な措置を講じるものとする。

- (15) コンクリート、アスファルトコンクリート廃材、汚泥又は木材等（以下「建設廃材等」という。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号）等を遵守し、受託者の責任において適正に処分し、不法投棄等第三者に損害を与えないようにしなければならない。
- (16) 建設廃材等のうち、産業廃棄物と判断されたものの処理を委託する場合は、産業廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる者に委託しなければならない。また、産業廃棄物の収集、運搬又は処分状況は、常に実態を把握し適正な処理に努めるとともに、局担当者から指示があった場合は、その指示に従うものとする。
- (17) 警察署、道路管理者等から受けた指示事項を遵守し、日々交通規制の早期開放に努めること。また、国・県道では特に作業時間の制約を受けるので注意すること。
- (18) 受託者が施行した修繕で不備があった場合は手直しを指示する場合がある。この場合の手直しに要する費用は受託者の負担とする。
- (19) 本業務の実施に当たり疑義が生じた場合及び本仕様書に定めのない事項については、協議の上定めるものとする。

以上

別表 1

番号	メータ		解消範囲									
	口径	既設分岐部	止水方法	施工後分岐部周辺	～	止水栓周辺			～	メータ周辺		
						1次側	本体	2次側		1次側	MV	2次側
1	13	チーズ	止水栓	チーズ	13	—	—	—	—	13	13	13
2	13	チーズ	止水栓	チーズ	13	—	—	—	—	13	13	13
3	13	チーズ	止水栓	チーズ	13	—	—	—	—	13	13	13
4	13	チーズ	止水栓	チーズ	13	—	—	—	—	13	13	—
5	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	—
6	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	—
7	13	φ50チーズ	φ20修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	13
8	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	—
9	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	13
10	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	13
11	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	13
12	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	—
13	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	13
14	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	13
15	20	φ20分水栓	φ20分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	20
16	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	—
17	13	φ13分水栓	φ13分水栓	分水栓	20	—	—	—	—	20	20×13	13
18	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	13
19	20	φ50チーズ	φ20修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20	—
20	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	13
21	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	—
22	13	φ50チーズ	φ13修理コック	チーズ	20	—	—	—	—	20	20×13	13

※番号 1～4 の本管分岐部分は解消済みのため対象外とする。

番号 15 はメータ口径を 20 から 13 mmへ減径予定のため、MV は 20×13 とする。

別表 2

名称	備考
着工前	全景
完成	全景
土留め工	施工時のみ
施工前配管状況	分岐部、メータ前後の管種が確認できること
施工後配管状況	全ての施工箇所が確認できること
止水栓きょう設置工	蓋を開け、内部を撮影
量水器設置状況	ボックス、メータとも蓋を開け、内部を撮影